



長崎県公報

目 次

告 示

・産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請

・一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請

・鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会の開催

・生活保護法に基づく医療機関の指定

・生活保護法施行規則に基づく指定医療機関の廃止の届出

・結核予防法に基づく指定医療機関の指定の辞退の申出

・結核予防法に基づく指定医療機関の指定

・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生

・急傾斜地崩壊危険区域の指定（5件）

証紙売りさばき人の指定の一部改正

・有害興行の指定

・有害図書類の指定

公 告

・指名競争入札の参加者の資格等

・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）

・換地処分

所 管 課 名

廃棄物・リサイクル対策課

〃

自然保護課

社会福祉課

〃

健康政策課

〃

海洋漁業課

砂防課

会計課

生涯学習課

〃

雇用労政課

海洋漁業課

農村計画課

告 示

長崎県告示第791号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、その関係書類を公衆の縦覧に供する。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

- 1 申請者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社 川尻組 代表取締役 川尻 孝
長崎県北松浦郡鹿町町大屋免26番地1
- 2 産業廃棄物処理施設の設置場所
長崎県北松浦郡鹿町町下歌ヶ浦免字桐木谷51番3号
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
法施行令第7条第8号及び13号の2に掲げる産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、感染性産業廃棄物
- 5 申請年月日
平成13年10月24日

6 縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

長崎県県民生活環境部廃棄物・リサイクル対策課（長崎県長崎市江戸町2番13号）

長崎県県北保健所衛生環境課（長崎県北松浦郡田平町里免1126番地1）

(2) 縦覧の期間及び時間

平成14年6月21日から平成14年7月20日までの午前9時から午後5時まで（県の休日を除く。）

7 意見書の提出

法第15条第6項の規定により当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに対象施設の種類及び設置場所、生活環境の保全上の見地からの意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を日本語で記載した意見書を、長崎県県民生活環境部廃棄物・リサイクル対策課に提出することができる。

長崎県告示第792号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条に基づく一般廃棄物処理施設設置許可申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、その関係書類を公衆の縦覧に供する。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

1 申請者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社 川尻組 代表取締役 川尻 孝

長崎県北松浦郡鹿町町大屋免26番地1

2 一般廃棄物処理施設の設置場所

長崎県北松浦郡鹿町町下歌ヶ浦免字桐木谷51番3号

3 一般廃棄物処理施設の種類

法施行令第5条第1項に掲げる一般廃棄物の焼却施設

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

- (1) 塵芥（木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴムくず、厨芥（生ごみ）等を含む混合廃棄物）「粗大ゴミ」「燃えがら」「し尿及び浄化槽に係る汚泥」「動物のふん尿」「動物の死体」は、除く
- (2) 感染性一般廃棄物（感染性医療系使用済み紙おむつ）
- (3) 医療系一般廃棄物（医療系使用済み紙おむつ）

5 申請年月日

平成13年10月24日

6 縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

長崎県県民生活環境部廃棄物・リサイクル対策課（長崎県長崎市江戸町2番13号）

長崎県県北保健所衛生環境課（長崎県北松浦郡田平町里免1126番1号）

(2) 縦覧の期間及び時間

平成14年6月21日から平成14年7月20日までの午前9時から午後5時まで（県の休日を除く。）

7 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第8条の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに対象施設の種類及び設置場所、生活環境の保全上の見地からの意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を日本語で記載した意見書を、長崎県県民生活環境部廃棄物・リサイクル対策課に提出することができる。

長崎県告示第793号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」という。）第1条ノ5第6項の規定により公聴会を開催するので、長崎県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年長崎県規則第34号）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

開催日時	開催場所	案 件
平成14年7月15日(月) 午後3時00分から	対馬支庁会議室 下県郡厳原町	樟崎鳥獣保護区の新規設定について 舟志ノ内鳥獣保護区の新規設定について
平成14年7月26日(金) 午後1時30分から	壱岐支庁会議室 壱岐郡郷ノ浦町	壱岐郡コウライキジ捕獲禁止区域の再設定について
平成14年7月31日(水) 午後2時00分から	大島村役場会議室 北松浦郡大島村	大島村メスコウライキジ捕獲禁止区域の再設定について
平成14年8月2日(金) 午後1時30分から	島原振興局会議室 島原市	雲仙鳥獣保護区特別保護地区の再指定について 眉山鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

長崎県告示第794号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日
国民健康保険野母崎町立病院	野母崎町長	西彼杵郡野母崎町野母2283 - 7	14. 4. 15
横尾クリニック	医療法人 横尾病院 理事長 横尾 秀康	諫早市永昌東町1 - 45 中村ビル4階401号	14. 6. 1
篠原皮ふ科クリニック	篠原 三秀	大村市上諏訪町837 - 1	14. 6. 1
まつなが皮ふ科	松永 義孝	西彼杵郡長与町斉藤郷45 - 4	14. 6. 1
江頭歯科	江頭 毅	佐世保市木場田町8 - 13 リバーコートFURUKAWA 2 F	14. 5. 1
野島デンタルクリニック	野島 真理子	島原市前浜町甲74 - 1	14. 6. 1
指方歯科医院	指方 保彦	北松浦郡小佐々町黒石免嶽の下313 - 1	14. 6. 1
さくら薬局	有限会社 アライズ 代表取締役 林田 昇二	佐世保市田原町213 - 14	14. 6. 1
諏訪薬局 峯の平店	有限会社 諏訪薬局 代表取締役 諏訪 敏幸	大村市上諏訪町836 - 2	14. 6. 1
有限会社 あい調剤薬局	有限会社 あい調剤薬局 代表取締役 田中 源二	南松浦郡富江町狩立郷531	14. 6. 1

長崎県告示第795号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届け出があった。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

(廃 止)

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
国民健康保険 野母崎町立病院	野母崎町長	西彼杵郡野母崎町野母1746	14. 4. 14
江頭歯科	江頭 毅	佐世保市天満町1 - 24 エムケイビル2 F	14. 4. 30
有限会社 松永調剤薬局 さくら薬局	有限会社 松永調剤薬局 松永 昭男	佐世保市田原町213 - 14	14. 5. 31
武富至誠堂薬局 黒髪店	武富 憲司	佐世保市黒髪町20 - 28	14. 5. 31

長崎県告示第796号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次のとおり指定辞退の申し出があったので受理した。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
たなかこどもクリニック	佐世保市光月町1-18	平成14年3月31日
アライズ調剤薬局	佐世保市瀬戸越2丁目14-4	平成14年4月1日
あおば薬局	佐世保市常盤町6-4	平成14年4月1日
井手孝薬局	佐世保市祇園町2-10	平成14年4月20日

長崎県告示第797号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として、次のとおり指定した。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人博信会たなかこどもクリニック	佐世保市光月町1-18	平成14年4月1日
篠原皮ふ科クリニック	大村市上諏訪町837-1	平成14年5月15日
有限会社あい調剤薬局	南松浦郡富江町狩立郷531	平成14年6月1日

長崎県告示第798号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

加入区 小佐々町加入区

長崎県告示第799号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課において縦覧に供する。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

指定区域の名称		八幡（3）	
所在地	都市名	町名	番
佐世保市	八幡町	62-1の一部、65-2の一部、65-8の一部、65-11の一部	

長崎県告示第800号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を平成9年4月18日長崎県告示第680号による平田地区急傾斜地崩壊危険区域に追加指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課において縦覧に供する。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

指定区域の名称		平田		
所在地	市町村名	大 字	字	地 番
	郷ノ浦町	本 村 触	江 上	495 - 2の一部、495 - 3の一部、496 - 1の一部、496 - 3の一部、496 - 4の一部、496 - 5の一部、496 - 6の一部、496 - 7の一部、496 - 8、497 - 1の一部、497 - 2の一部、
				497 - 3

長崎県告示第801号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課において縦覧に供する。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

指定区域の名称		鋤崎		
所在地	市町村名	大 字	字	地 番
	森山町	田 尻 名	鋤 崎	1916番の一部、1919番の一部、1920番1の一部、1920番2の一部、1920番3の一部、
				1920番4の一部、1920番5の一部、1921番の一部、1923番、1924番の一部、1925番1の
				一部、1926番1の一部、1926番3、1927番1の一部、1928番2の一部、1931番の一部、
				1944番2の一部、1945番の一部、1950番2の一部、1954番の一部、1957番1の一部、
			1961番1の一部、	
	杉 谷 名	備 後 元		482番の一部、484番の一部、485番1の一部

長崎県告示第802号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を平成元年8月29日長崎県告示第828号による鷲ノ巣地区急傾斜地崩壊危険区域に追加指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課において縦覧に供する。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

指定区域の名称		鷲ノ巣		
所在地	市町村名	大 字	字	地 番
	香焼町		鷲 ノ 巣	111 - 1の一部、113 - 6の一部、
			長 濱	135 - 1の一部、136 - 1の一部、136 - 2、136 - 3、136 - 4の一部、137 - 3の一部、
				141 - 8の一部

長崎県告示第803号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課において縦覧に供する。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

指定区域の名称		潮入崎		
所在地	市町村名	大 字	字	地 番
	布津町	丙	潮 入 崎	1739 - 2の一部、1739 - 3の一部、1741 - 2の一部、1741 - 3、1743 - 1の一部、1744、
				1745 - 1の一部、1745 - 2の一部、1746 - 2の一部、1747の一部、1748 - 1の一部、
				1753の一部、1779 - 1の一部、1780 - 2の一部

長崎県告示第804号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正する。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

表中「郷ノ浦町漁業協同組合 組合長理事 島永祐術」を「郷ノ浦町漁業協同組合 代表理事組合長 竹口梅継」に改める。

長崎県告示第805号

長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）第3条第1項の規定により、有害興行として、次のように指定する。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

種別	題 名	制作（配給）会社名等	指 定 理 由
映	美人家庭教師 ふくよかな谷間	オ ー ピ ー 映 画	著しく少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害すると認められるため。
	わいせつ女獣	オ ー ピ ー 映 画	
	天使が僕に恋をした	オ ー ピ ー 映 画	
	小川みゆき おしゃぶり上手	オ ー ピ ー 映 画	
	続・愛染恭子 Gの快感 究極編	新 日 本 映 像	
	プレイガール7 最も淫らな遊戯	新 東 宝 映 画	
画	美人家庭教師 欲しがる下半身	新 日 本 映 像	
	人妻ブティック 不倫生下着	新 東 宝 映 画	
	白衣の痴態 淫乱・巨乳・薄毛	新 日 本 映 像	
	私は好奇心の強い女 ブルー版	日 活	

長崎県告示第806号

長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）第4条第1項の規定により、有害図書類として、次のように指定する。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

種 類	書 名	発行所名等	指 定 理 由
7月号	少女革命	(株) 一 水 社	著しく少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害すると認められるため。
VOL.2	恋愛カフェ	雄 出 版 (株)	
7月号	恋愛白書 パステル	宙 出 版	
7月号	恋愛白書 ビューティ恋愛	宙 出 版	
7月号	お宝ワイドショー	(株)コアマガジン	
VOL.14	GON 別冊	ミ リ オ ン 出 版	
7月号	パステルティーン	(株)朝倉出版社	
	あぶないケータイ裏サイト7	リ イ ド 社	
7月号	裏モノ JAPAN	鉄 人 社	
	今日からできるケータイ秘裏サイト	笠 倉 出 版 社	
	iモード激裏サイトパラダイス	(株)ダイアプレス	
	禁断のiモード裏メニュー本	(株)二見書房	

上記の外、長崎県少年保護育成条例第4条第3項第1号に規定する「書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定める内容を有するものを掲載する紙面（表紙を含む。）のページ数が、当該書籍又は雑誌の総ページ数の3分の1以上を占めるもの」に該当するものは、有害図書類である。

公 告

指名競争入札の参加者の資格等（公告）

平成14年度において、コールセンター人材啓発事業に関する委託契約の締結が見込まれるので、指名競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり公告する。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

1 委託を行う業務の種類

コールセンター人材啓発事業業務委託

2 指名競争入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

3 指名競争入札参加者の資格及び審査

(1) 指名競争入札参加者の資格は、地方自治法施行令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。

(2) 審査事項

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率）

オ コールセンターに関する研修業務委託の受託実績

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この公告の日から平成14年7月17日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、この公告の日から(4)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

申請書は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては登記簿謄本

イ 個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書及び未成年後見制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届（様式第2号）

カ 口座振替申込書（様式第3号）

キ コールセンターに関する研修業務委託の受託実績調査票（様式第4号）

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎市江戸町2 - 13

（名称）長崎県商工労働部雇用労政課

（電話）095 - 824 - 1111 内線2715

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期限は、この公告に基づき資格を取得したときから平成16年3月31日までとする。

7 資格の取消し等

(1) 入札参加資格を有する者が、2の(1)又は(2)に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間は競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。

(2) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

(様式第1号)

整理番号 _____

新規 A

競争入札参加資格審査申請書

長崎県が委託するコールセンター人材啓発事業業務委託に係る指名競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

長崎県知事 金子 原二郎 様

登録番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

本社

0	0
---	---

郵便番号				-					
所在地									
フリガナ 商号又は名称									
フリガナ 代表者職氏名									
電話番号					FAX番号				

支社

--	--

郵便番号				-					
所在地									
フリガナ 商号又は名称									
フリガナ 代表者職氏名									
電話番号					FAX番号				

消費税及び地方消費税	
1 課税	2 非課税

目 次

- 1 誓 約 書
- 2 財 務 関 係 明 細 書
- 3 営 業 概 要 書
- 4 委 任 状

添 付 書 類

- 1 法人にあつては、登記簿謄本
- 2 個人にあつては、次のイ及びロ
 - イ 身元（分）証明書
 - ロ 成年後見登記制度における登記事項証明書
又は、登記されていないことの証明書
- 3 県税に関し未納がないことを証する証明書
- 4 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 5 営業に必要な許可、認可等を証する書類
- 6 印 鑑 届（様式第2号）
- 7 口座振替申込書（様式第3号）
- 8 業務委託の受託実績調査表（様式第4号）

1 誓 約 書

長崎県登録業者として資格を取得したうへは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

平成 年 月 日

長崎県知事 金子 原二郎 様

所 在 地

商号又は名称 ⑩

代表者氏名 ⑩

2. 財務関係明細書

貸借対照表		年 月 日現在	単位：千円
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		短期借入金	
有価証券		未払金	
商品・製品・仕掛品		未払費用	
原材料及び貯蔵品		賞与引当金	
前払金		その他流動負債	
短期貸付金			
未収金		固定負債	
その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金		退職給与引当金	
		その他固定負債	
固定資産			
有形固定資産		負債の部合計	
土地			
建物・構築物		資本の部	
機械・運搬具		資本金	
工具器具・備品			
その他有形固定資産		法定準備金	
		資本準備金	
無形固定資産		利益準備金	
電話加入権			
その他無形固定資産		剰余金	
		任意積立金	
投資等		別途積立金	
		当期末処分利益	
		(当期利益)	
繰延資産			
		資本の部合計	
資産の部合計		負債・資本の部合計	

損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)

経常損益の部	
営業損益の部	
(ア)売上高	
(イ)売上原価	
(ウ)売上総損益 [(ア)-(イ)]	
(エ)販売費及び一般管理費	
(オ)営業利益 [(ウ)-(エ)]	
営業外損益の部	
(カ)営業外収益	
(キ)営業外費用	
(ク)経常利益 [(オ)+((カ)-(キ))]	
特別損益の部	
(ケ)特別利益	
(コ)特別損失	
(サ)税引前当期利益 [(ク)+((ケ)-(コ))]	
(シ)法人税住民税等	
(ス)当期利益 [(サ)-(シ)]	
(セ)前期繰越利益等	
(ソ)当期末処分利益 [(ス)+(セ)]	

3. 営業概要書

(1) 前2カ年の損益状況

	売上高(A)	売上総損益 (売上高－売上原価)	当期利益	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直 前 事業年度	千円	千円	千円	千円
基準年度				

(注) 1 直前事業年度欄は、基準年度の直前1年間の事業年度の実績を記入すること。
2 基準年度欄は、基準年度の実績を記入すること。

(2) 従業員数 (常勤の役員を含む。代表は除く。)

従業員数		技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他職員 人	合計 人
	総従業員数				
	支社等の従業員数	()	()	()	()

(注) 支社等の従業員数は支社等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

(3) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位：千円)

自己資本額	区 分	資 本 金	資 本 金 準 備 金	利 益 金 準 備 金	任 意・別 途 積 立 金	当 期 未 処 分 利 益	計
	直前の事業年度						
	基準年度						

(4) 財務比率

利益率	$\frac{\text{当期利益}}{\text{売上高}}$	$\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 100 =$	%
固定長期 適合率	$\frac{\text{固定資産計}}{\text{長期借入金} + \text{自己資本計}}$	$\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 100 =$	%
流動比率	$\frac{\text{流動資産計}}{\text{流動負債計}}$	$\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 100 =$	%

(注) 小数点以下2位まで計算して2位を4捨5入すること。

(5) 営業経歴

営業年数	創 業 年	現組織への変更	現組織へ変更後の年数
年 月	M T S H 年	年 月	年 月

4 委 任 状

商号又は
名 称

私は、 役 職 名 _____ を代理人と定め下記権限を

氏 名 _____

委任します。

- 1 見積・入札・契約締結の件
- 2 委託業務の受託・代金請求・領収の件

委 任 期 間

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

平成 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

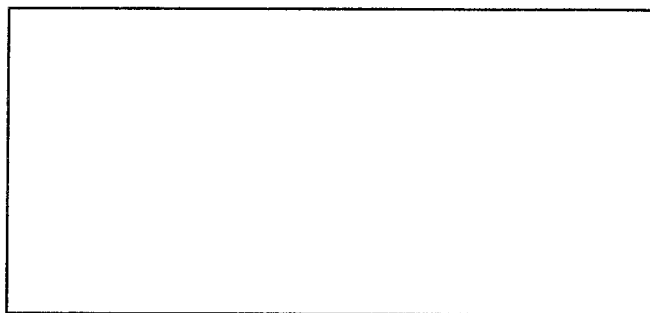
印

(注)委任状は、権限を支社(店)長等に委任する場合のみ記入すること。

(様式第2号)

登録番号								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

印 鑑 届



弊社(店)が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

平成 年 月 日

長崎県知事 金子 原二郎 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名



(様式第4号)

コールセンターに関する研修業務委託受託実績調査表

契約相手方	業務委託の内容	契約年月日	契約期間	委託金額(円)
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	

上記については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

長崎県知事 金子 原二郎 様

商号又は名称

代表者氏名



漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県西彼杵郡琴海町尾戸郷828番地

瀬戸脇 勇

長崎県西彼杵郡琴海町尾戸郷2949番地1

相川 正司

(2) 加入区

琴海町長浦加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大村湾南部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県西彼杵郡時津町浦郷542番地13

大村湾南部漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県西彼杵郡長与町斉藤郷316番地

田川 満雄

長崎県西彼杵郡長与町斉藤郷568番地

富永 學

(2) 加入区

長与町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大村湾南部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県西彼杵郡時津町浦郷542番地13

大村湾南部漁業協同組合

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4の規定において準用する同法第54第3項の規定により北有馬町から城下地区に係る換地計画について換地処分をした旨の届出があった。

平成14年6月21日

長崎県知事 金子 原二郎

発行者
長崎県
長崎市江戸町二番十三号

電話代表
直通（八二四）二一
二五三二

印刷所
長崎市興善町二六

日本紙工印刷株式会社
山 要